

教育委員会議事録

(公開部分)

令和6年5月臨時会

海老名市教育委員会

教育委員会議事録
(令和6年5月臨時会)

- 1 日 付 令和6年5月13日(月)
- 2 場 所 えびなこどもセンター201会議室
- 3 出席委員 教育長 伊藤 文康 教育委員 平井 照江
教育委員 濱田 望 教育委員 武井 哲也
教育委員 海野 望
- 4 出席職員 教育部長 江下 裕隆 教育部次長 吉川 浩
教育部教育支援担当部長兼教育支援担当次長事務取扱兼教育支援課長事務取扱 麻生 仁 教育部参事兼教育総務課長 西海 幸弘
教育部参事兼教育支援課教育支援担当課長兼教育支援センター所長兼指導主事兼支援係長事務取扱 小菌 洋 教育支援課主幹兼指導係長 土屋 葉子
教育支援課主幹兼指導主事 藤原 大佑
教育支援課主幹兼指導主事 檜原 匠 教育支援課副主幹兼指導主事 日野 玄隆
- 5 書 記 教育総務課総務係長 小林 亮介 教育総務課主査 片山 考人
- 6 開会時刻 午後3時30分
- 7 付議事件
【審議事項】
日程第 1 議案第 14 号 令和7年度使用「海老名市教科用図書採択基本方針」について
【審議事項(非公開)】
日程第 2 議案第 15 号 令和6年度海老名市教科用図書採択資料作成委員会委員の委嘱について
【報告事項(非公開)】
日程第 3 報告第 19 号 いじめ等に関する「重大事態事案」の調査結果の報告について
- 8 閉会時刻 午後4時42分

○伊藤教育長 本日の出席委員は全員でございます。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。これより教育委員会5月臨時会を開会いたします。

本日、傍聴はございません。

今会の署名委員は、海野委員、平井委員にそれぞれよろしくお願いたします。

○伊藤教育長 それでは、審議事項に入ります。

日程第1、議案第14号、令和7年度使用「海老名市教科用図書採択基本方針」についてを議題といたします。

説明をお願いします。

○教育部長 それでは、資料1ページをご覧ください。議案第14号、令和7年度使用「海老名市教科用図書採択基本方針」についてご説明申し上げます。本年の4月16日になりますが、神奈川県から令和7年度義務教育諸学校使用教科用図書採択方針が示されました。その方針を踏まえまして、本市教育委員会として、令和7年度から使用する中学校の教科用図書の採択に当たり、基本方針を作成いたしましたので、その議決を得たいものでございます。

詳細につきましては、麻生教育支援担当部長兼教育支援課長からご説明申し上げます。

○教育支援担当部長 では、1ページおめくりいただいて、通し番号の3ページをご覧ください。令和7年度使用「海老名市教科用図書採択基本方針」についてでございます。

1、概要、県の「令和7年度義務教育諸学校使用教科用図書採択方針」を踏まえ、令和7年度の中学校教科用図書の「海老名市教科用図書採択基本方針」を定めたいものでございます。

2、海老名市教科用図書採択基本方針についてです。1枚おめくりいただいて、別紙がでございます。

令和7年度使用「海老名市教科用図書採択基本方針」について。

海老名市教育委員会は、令和7年度から使用する教科用図書の採択基本方針を、次のとおり定める。海老名市教科用図書採択基本方針。

「令和7年度の中学校教科用図書は、神奈川県教育委員会が定める「令和7年度義務教育諸学校使用教科用図書採択方針」に基づき、海老名市教育委員会が設置した海老名市教科用図書採択資料作成委員会の報告を資料とし、種目ごと1種の教科用図書について海老名市教育委員会が採択する。」とございます。

お戻りいただいて、3ページをご覧ください。この方針についてですけれども、これを根拠づける資料が3の(1)から(4)まででございます。こちらについては後ほど要点を絞って概要をご説明申し上げます。

4、その他、(1)採択する教科用図書等です。令和7年度使用中学校教科用図書についてでございます。

(2)採択にかかわる日程です。日程につきましては以下のとおりになっておりますので、後ほどご高覧いただければと存じます。

それでは、資料の3の(1)から順にご説明差し上げます。ページを3枚おめくりいただいて、通しページで8ページになります。令和7年度義務教育諸学校使用教科用図書採択方針、神奈川県の方針について概要を抜粋して読み上げさせていただきます。

神奈川県教育委員会は、義務教育諸学校の教科用図書の無償に関する法律に基づき、令和7年度において使用する教科用図書について、市町村の行う採択に関し、その基準等を定めるとともに、採択方法について、神奈川県教科用図書選定審議会の答申に基づき、次のとおり定めるとございます。

次の9ページから17ページまでが県の方針で、詳細について説明されております。順に、一部分ピックアップして、ご説明差し上げます。9ページをご覧ください。令和7年度義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択についての(1)でございます。3行目です。「教科書目録(令和7年度使用)」に登載されている教科書のうちから採択することとございます。教科書目録につきましては、後ほどご説明しますが、本日の資料の通しページ、53ページに添付してございます。

なお、一般図書(特別支援学校・学級用)の採択は、毎年度、新たな図書を採択することができます。これにつきましては、昨年度の小学校同様、一般図書の目録の中から、現場の子どもたちの実態、実情に合わせて選ぶことになっております。県内の教育事務所ごとに、大変冊数が多いので、見本をローテーションして回しておりまして、それが夏休みに入りますと県の総合教育センターに全部集められて、閲覧、確認等ができるような形になっております。

(2)「教科用図書採択地区」とございますが、今回本市は単独で採択する地区になりますので、これは「海老名市」と読み替えていただければと思います。海老名市における教科用図書選定審議会等につきましては、先ほど申し上げたように、海老名市では採択資料作成委員会という名称で審議会を立ち上げて取り組んでいるところでございます。

続いて（４）をご覧ください。（４）に採択権者とございますが、こちらが教育委員の皆様、教育委員会を指しております。ご承知おきいただければと思います。

９ページの２になります。教科用図書採択基準について（１）各発行者が作成する「教科書編集趣意書」、県教育委員会の「調査研究の結果」等を踏まえ、学習指導要領に基づいて調査研究し、採択することとございます。ご確認いただければと思います。

１ページおめくりいただいて、１０ページでございます。先ほども少し触れました３でございます。１つの市町村で教科用図書採択地区を構成している場合の採択方法について、海老名市につきましては海老名市単独で採択しておりますので、こちらの３に該当することになります。採択地区に審議会等を置くことが望ましいということで、教科書資料採択委員会を設置したいものでございます。構成員等は、記載のとおりでございます。

そして（４）ですけれども、審議会等には、審議に必要な資料を作成するため、調査委員会を置くがございます。こちらにつきましては、海老名市は、海老名市、座間市、大和市、綾瀬市の４市合同で調査委員会を開いて、調査に当たっているところでございます。

続いて、１１ページをご覧ください。大きい５になります。令和７年度使用中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程教科用図書調査研究の観点について、このページから１７ページまで、細かく教科ごとに観点等が記載されておりますので、お時間があるときにご高覧いただければと思います。

なお、教科ごとに観点等を示しておりますが、１枚おめくりいただいて、１２ページをご覧くださいと、例えば（ウ）の丸３つ目でございます。生徒にとって分かりやすく理解が深まるような構成上の工夫や配慮がなされているかですとか、（エ）の分量・装丁・表記等についての丸２つ目でございます。体裁がよく、生徒が使いやすいような工夫や配慮がなされているか。そして、その下の丸、文章表現や漢字・用語・記号・計量単位・図版等、生徒が読みやすく理解しやすいような工夫や配慮がなされているかということで、生徒目線に立った観点も重要であるようなことが説明されているところでございます。

続いて、添付資料の２つ目になります。通しページでいいますと、２１ページをご覧くださいと、こちらが「教科書採択における公正確保の徹底等について（通知）」でございます。確認のため、一部重要な部分を読ませていただきます。６行目辺りでございます。教科書採択は、これらの採択権者の判断と責任により、綿密な調査研究を踏まえた上で、公正性・透明性に疑念を生じさせることのないよう適切に行われることが

必要であることはもとより、採択権者である教育委員会や学校長は、採択結果やその理由について、保護者や地域住民等に対して説明責任を果たすことが重要となりますとあります。このとおり、公正性、透明性の確保が求められているところでございます。

1 ページおめぐりいただいて、22ページでございます。1、教科書採択の公正確保の徹底についての（1）趣旨・目的を読ませていただきます。教科用図書の採択は、児童生徒が学校の授業や家庭における学習活動において用いる教科書を決定する重要な行為である。このことから、教科書採択は、採択権者の判断と責任により、綿密な調査研究を踏まえた上で、公正性・透明性に疑念を生じさせることのないよう適切に行われることが必要であると、先ほど読んだことと重複しますが、このあたりをご確認いただければと思います。その後、具体的な留意事項等については細かく記載がありますので、後ほどご高覧いただければと思います。

なお、今後、調査研究等を進める上で何か気になることですか情報がありましたら、まずは私ども事務局、教育支援課にご連絡いただければと存じます。

続いて、添付資料の通しページでいいますと、41ページ、42ページにあります「令和7年度使用教科書採択事務処理について（通知）」をご覧いただければと思います。42ページをお開きください。1です。各学校段階における令和6年度の教科書採択についてということで、確認のため、（1）、（2）を読ませていただきます。（1）小学校用教科書の採択について、令和5年度に採択したものと同一の教科書を採択しなければならないこととあります。（2）中学校用の教科書の採択について、全ての教科書について、令和5年度に採択したものと異なる教科書を採択することができること。その際、「中学校用教科書目録（令和7年度使用）」に登載されているもののうちから採択することとございます。これに従って、今年度、中学校用教科書の採択を進めることとなります。

そのほか、事務的な注意事項、留意事項等については、その先の49ページまで記載がございますので、こちらも後ほどご高覧いただければ幸いです。

そして、一番先に申し上げましたけれども、添付資料の53ページですね。縦版のほうが見やすいので、51ページをご覧いただければと思います。A4縦で、中学校（令和5年度教科用図書検定結果）という表になってございます。こちらは、いわゆる種目、教科としては16種目について採択していただくこととなります。右端が各種目の合計冊数となりますので、一番右下に142冊とございますが、検定で対象になる教科書については全教科16種目合わせて142冊について研究していただくこととなります。

私からのご説明は以上になります。

○伊藤教育長 それでは、ただいまの海老名市教科用図書採択基本方針とその根拠になるような資料について説明がありました。皆さんからご質問、ご意見等ありましたらお願いいたします。

○濱田委員 時間的なことでちょっとお聞きしたいのですけれども、50ページの横使いの表がありますけれども、検定・採択の周期という表なのですが、例えば中学校でいうと、前回の採択は令和2年でよろしいのですか。

○教育支援担当部長 令和2年。

○濱田委員 それで、令和3年、4年、5年、6年と4年間利用したという理解でしたか。ちょっと表がよく分からなくて。4年ごとは原則だから、違うのか。

○伊藤教育長 いや、4年ごとですよ。

○教育支援担当部長 令和2年の三角マークは社会科で追加で検定を通った教科書があったもので、その社会科の教科書についての採択を行ったということで、全体の採択替えというのは平成31年度、令和元年度に行ったものなので、令和2年、3年、4年、5年と4年間を経て、今度、6年度に採択をするという形です。

○濱田委員 そうすると、資料42ページの先ほどご説明のあった各学校段階における令和6年度の教科書採択についての(2)中学校用教科書の採択について「令和5年度に採択したものと異なる効果書を採択できる」というのはどういう意味なのですか。この時期には採択できないでしょう、物理的に無理なのではないのかなと思ってしまったのですけれども、6年使用教科書……。ああ、そうか、そうか。前の検定のやつか。失礼しました。理解できました。ありがとうございます。前回は引き継いだので、替えることも可能だということですね。大変失礼いたしました。余計な質問をしまして、申し訳ございません。

○伊藤教育長 何か支障があったり、発行者が検定漏れというか、そういうことがあった場合は採択し直しがあるのですけれども、そうでない場合はそのままです。これまでだと、例えば道徳が4年間の途中で教科化になったので、急に道徳だけの採択をしたり、また、検定本が新たに教科によってできた場合は、それを含めてもう1度採択をするというイレギュラーが途中であって、4年ごとの周期でない場合もあるということです。

○濱田委員 分かりました。ありがとうございます。

○海野委員 教科書展示会及び教科書センターについてという46ページの4なのですけ

れども、一般公開するというので、公開する場所とか、期間とか、周知をすると思うのですが、こういった形で周知をしていくのか、教えていただけますでしょうか。

○教育支援担当部長 今年度、市としては6月24日から29日まで展示を行います。周知については「広報えびな」等で市民の方に事前にお知らせする予定でございます。

○海野委員 ありがとうございます。

○教育部長 あとは職員が常に展示室にいて、そういう交通整理等をやらせていただいています。

○海野委員 ありがとうございます。

○伊藤教育長 中学校は、教員たちのために学校を回ったりはしなかったのですか。

○教育支援担当部長 見本本については学校を回らせていただいて、中学校ですので、各教科の先生方のご意見を学校意見書という形でまとめていただいて提出していただく。こちらについても資料の1つになる予定でございます。

○伊藤教育長 学校教職員については各学校を回りますので、教職員はそこで目を通していただくという形になります。

○武井委員 25ページの(エ)に「教科書見本と併せて、又は個別に、学習者用デジタル教科書の部分サンプル」とあるのですけれども、学習者用デジタル教科書はどんな取扱か、どんな感じなのか、ご説明をお願いしたいと思います。

○教育支援担当部長 昨年度も、小学校の外国語のほうでこういった記述があったと思うのですけれども、教科書採択についてはあくまでも紙ベースの教科書について調査研究を行うということで、ただ、参考にすることは妨げないということになるのですが、基本的には紙ベースの教科書について採択ということでお願いできればと思います。

○伊藤教育長 紙ベースの教科書の見本本で採択して、その後、運用上は、その教科書を各市町村でデジタル教科書として扱うとか、また、併用して扱うということについては市町村に任せることになる。だから、デジタル教科書を前提に採択するという方向ではないということです。

公平性、透明性を図るということで、前回、昨年度もありましたけれども、教育委員さん方にも、実をいうと教育委員会を通して各教科書会社からの資料等は既に来ているところでございます。個別に各ご家庭というか、家のほうに来たものについては、委員さん方、対応することはしないしてほしいというか、しないというのを原則にさせていただきたいと思います。そういう送付資料があった場合は教育委員会に持ってきていただくのが一番

ありがたい。その都度でなくて結構ですので、こういうものが来たということで。

○武井委員 昨年もいろいろと来ていました。

○伊藤教育長 来ていると思います。あとは、教科書に関わる様々な意見書とかなんかが教育委員会に提出されますので、それは皆さんに周知をきちんと図りたいと思っております。

検討の段階とか、様々な段階で、皆さんには学校との関連の中で教科書を見るので、例えば金品とかなんかは今はかなり厳しく取り沙汰されて、それと、教科書会社も検定本から外されるというペナルティー等あるのですけれども、そういう意味では本当に……。そういうことはないとは思いますが、ただ、戸別訪問や電話等があっても対応しないとか、そういうことはできませんとお断りいただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○平井委員 44ページの(3)の丸印の2つ目、英語の学習用のデジタル教科書なのですが、「令和6年度の中学校英語の教科書採択については、中学校英語のデジタル教科書を調査し、考慮の一事項とすることができる」とあるのですが、具体的にどういうことなのか、デジタルも入るといことですか。

○指導係長 中学校の学習者用デジタル教科書、英語に関しましては、紙の需要数と同じだけ入ってくるようになってございます。ですので、これに関して、子どもたちが見るといことを前提に採択していただいているということ、考慮の一事項となるという形になっておりますが、見本等は、デジタル、紙を一括してお渡しするようなことはないと思ひます。

○伊藤教育長 考慮していいとか、デジタル教科書について、例えば調査委員会か何かで調べて、採択資料作成委員会がそのことを教育委員会に報告として上げることは可ということとか。

○指導係長 可能となっております。

○伊藤教育長 だから、我々も我々で勉強会を開きますけれども、そのときに、この会社のデジタル教科書については、教科書に準拠して、このような形で生徒が学習することになっていきますという文言の部分が資料として上がることはあるということ、

○平井委員 分かりました。

○伊藤教育長 現状では英語だけかな。

○指導係長 英語だけです。

○伊藤教育長 これからデジタルの世界になったときに、そういう評価が出てくるような時代にはなるのでしょうかけれども、昨年度の小学校と違って、全面の採択替えですので、我々5人で責任を持って採択したいと思しますので、53ページの中学校用教科用図書目録（令和7年度使用）の全種目、16種目を読み上げてくれますか。

○教育支援担当部長 国語、書写、社会（地理的分野）、社会（歴史的分野）、社会（公民的分野）、地図、数学、理科、音楽（一般）、音楽（器楽合奏）、美術、保健体育、技術・家庭（技術分野）、技術・家庭（家庭分野）、英語、道徳、以上、全16種目でございます。

○伊藤教育長 これが我々の採択の使命になりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○濱田委員 後ろの点数というのは、学年に1冊だと4掛ける3で12点という計算なのだよね。

○教育支援担当部長 これだとちょっと分かりづらいので、51ページの縦の表を見ていただければと思うのですが、例えば国語ですと、東書で合格点数3というのは1学年ずつ、1年、2年、3年の3なのですが、同じような主要5教科、英語、外国語を見ていただくと、東書は点数としては1なのです。合格点数としてのくくりの捉え方が英語に関しては3学年で1点と捉えると。ですので、冊数としては、国語も、英語も3冊ずつなのですけれども、合格点数の捉え方をまとめて捉えるか、学年ごとに捉えるかという違いです。道徳についても、学年ごとではなくて、3学年分で合格点数としては1点というようなカウントをするということです。実際には学年ごとなので冊数は3なのですが、合格点数は1とカウントするということです。

○伊藤教育長 合格点数なんて、今までありましたか。検定の結果としてという意味の合格ということか。そうだね。

○濱田委員 そうすると、53ページの表は、点数ではなくて、冊数か……。違うのかな。

○教育支援担当部長 そうですね。横判は冊数です。

○濱田委員 つまらないことに気づいてしまって申し訳ございませんでした。

○教育支援担当部長 51ページでいうと、53ページの点数が冊数になります。

○武井委員 なるほど。

○濱田委員 点数という言い方がよく分からないよな。何の点なのかな。冊数と点数があ

るのか。違うのかな。

○伊藤教育長 1点が1冊ということで、さっきの点数は検定のことで、検定したものですよということなのです。

○濱田委員 なるほど。

○伊藤教育長 検定は3点。今度の令和7年度使用の目録としては、冊数なのですが、点数ということなのです。だから、三四、十二で3学年分でいくところもあれば、中には2冊に分冊されているものもあるのです。例えば道徳、1年から3年で使うものを、前期と後期みたいに2点で分けているものがあったりするので、そこでちょっと数が違ったりします。あとまた、分野によっては、1年生のときはなくて、2年生、3年生でやるのかなんとかとなると、トータルとしては同一の教科のものを使うのだけれども、冊数としては、要するに発行者ごとに違う場合があります。ですので、これでいうと、例えば技術・家庭（技術分野）だと、種類3点で点数4点ということは、どこかの教科書が2点入っているということです。1冊にまとめていなくて、2冊入っているということです。

○濱田委員 教育図書は2冊になっているのだね。

○伊藤教育長 そうです、そうです。

○濱田委員 なるほど。

○伊藤教育長 だから、多分道徳も三七、二十一だから、3の分、どこかが分冊になっているのだと思います。

○教育支援担当部長 ノートがセットになっています。

○伊藤教育長 そういうものがあります。そういう点数となります。合格点数というのは、基準としての点数もあるけれども、これはもう冊数としての点数なので。

○濱田委員 合格点数か。

○伊藤教育長 なおかつ発行者ごとの特徴で点数がふぞろいになっているものもあるということです。

○教育支援担当部長 説明が不十分で申し訳ありません。

○伊藤教育長 それでは、よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤教育長 それでは、令和7年度使用「海老名市教科用図書採択方針」について採決いたします。この件について、原案のとおり可決とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤教育長 ご異議なしと認めます。よって、日程第1、議案第14号を原案のとおり可決いたします。

○伊藤教育長 続きまして、日程第2、議案第15号及び日程第3、報告第19号は個人情報を含む案件でございます。海老名市教育委員会会議規則第18条第1項第3号に該当することから会議を非公開としたいと思えます。

それでは、会議の非公開について採決を行います。日程第2及び第3について会議を非公開とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤教育長 ご異議なしと認めます。よって、日程第2及び第3を非公開といたします。

(非公開事件開始)

(非公開事件終了)

○伊藤教育長 以上をもちまして本日の日程は全て終了しましたので、教育委員会5月臨時会を閉会いたします。